

田村市次期廃棄物処理施設整備に向けたサウンディング型市場調査 実施要領

1 現状及び次期廃棄物処理施設を検討している背景

(1)現在の状況

田村市（以下、「本市」という。）では、令和4年度末まで田村広域行政組合（以下、「組合」という。）が一般廃棄物の処理を担ってきましたが、組合の解散に伴い、令和5年度からその業務を本市が直接担っています。

現状のごみ処理としては、組合から本市に移管された「たむらクリーンセンター（旧田村東部環境センター）」でもやせるごみの一部ともやせないごみ及び危険ごみ全量を処理しているほか、処理できないもやせるごみを三春町の田村西部環境センターに搬入し、処理を委託しています。

資源ごみについては、令和6年1月に竣工した「たむらリサイクルプラザ」で全量処理を行っています。

(2)中期的な見通し

現在、たむらクリーンセンターの基幹的設備改良工事（令和8年3月末竣工予定）を行っている所であり、竣工後は田村市全域と小野町の可燃ごみ全量と不燃ごみ全量をたむらクリーンセンターで処理するよう計画しています。

なお、たむらクリーンセンターでの処理は、基幹的設備改良工事後から10年間を予定しています。（令和18年3月末日までを予定）

(3)検討の背景

本市では、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の影響で、人口減少が著しく進んでおり、今後一般廃棄物の処理にかかる市民負担が増大していく事が予想されています。

このような状況の中、市民負担の増大を招くことなく安定的に一般廃棄物の処理を継続していく方法を検討するため、本年度「次期廃棄物処理施設整備事業に係る基礎調査（施設整備基本構想）」（以下、「基礎調査」という。）を実施している所です。

基礎調査では、一般廃棄物の処理において広く採用されている「公設公営方式」に縛られることなく、幅広い意見や情報をもとに次期ごみ処理方法の検討を進めていくこととしているため、今回「サウンディング型市場調査」（以下、「本調査」という。）を実施し、本市の課題に対応できるごみ処理方法についてご意見を伺い、検討の参考とさせていただくために調査を行うものです。

なお、本調査は、基礎調査を受託している「株式会社エックス都市研究所」を窓口として実施します。

2 調査概要

(1)目的

新たなごみ処理施設の処理方式、整備内容や事業スキーム等について、民間事業者との対話を通じてアイデアやご意見等を伺い、今後の検討の参考とさせていただくことを目的とします。

また、本市を新しい技術の実証先として検討する意向がある参加者においても広くご意見を伺い、検討の参考とさせていただきます。

(2)本調査の対象廃棄物

本調査の対象となる範囲及び廃棄物は下記のとおりとします。

(範囲) 田村市

(対象廃棄物) もやせるごみ、もやせないごみ、危険ごみ ※事業系一般廃棄物を含む。

(対象外) 資源ごみ

(その他) 現在、共同処理を行っている小野町及び組合の構成自治体であった三春町については基礎調査の対象外となりますが、次期廃棄物処理施設整備事業を進めていくにあたり、参入の可能性がある事は否定しません。ついては、本調査の目的をご理解のうえ柔軟なアイデア及び御意見をお願いします。

(3)参加対象の事業者

事業の実施主体となる意欲を有し、以下の要件をいずれか1つ満たす民間事業者（法人又は法人のグループ）

要件	エントリー時提出書類
①一般廃棄物処分業許可を有し、自らの施設で地方公共団体からの一般廃棄物処理を委託処理した実績を有すること	地方公共団体との一般廃棄物処理委託契約書の写し
②地方公共団体が所有する一般廃棄物処理施設の運転委託業務の受託実績（DBOを含む）を有すること	地方公共団体との一般廃棄物処理施設運転委託契約書の写しの提出
③一般廃棄物処理施設建設工事請負の完工実績を有すること	地方公共団体との一般廃棄物処理施設建設工事請負契約書の写し及び工事完成届の写し
④グループ会社に上記要件のいずれかを備える会社が存在すること	グループ会社が上記要件のいずれかを備えているという書類の写し及び当該会社がグループ会社であることを証明する書類
⑤上記要件のいずれかを備える会社とパートナーシップを締結していること	パートナーシップを締結している会社が上記要件のいずれかを備えているという書類の写し及びパートナーシップを締結していることを証明する書類

※上表における一般廃棄物は、可燃ごみに限らず資源ごみも可とします。

(4)実施スケジュール

日程	内容
令和6年9月17日(火)	実施要領公表(参加申込開始)
9月30日(月)	エントリーシート受付期限(説明会、対話の参加申込) 事前質問書受付期限
10月9日(水)頃まで(予定)	事前質問の回答公表 参加資格要件確認通知 現施設の見学会+説明会、対話日時の連絡
10月17日(木)~10月23日(水)	現施設の見学会+説明会
10月31日(木)	ヒアリングシートの事前提出
11月11日(月)~11月15日(金)	対話の実施
12月頃	実施結果の公表

3 処理状況及び現施設の概要

(1) 現行の処理状況

本調査実施時点でたむらクリーンセンター基幹的設備改良工事は竣工していませんが、竣工後には下記の処理フローとなる事が決まっていますので、基幹的設備改良工事竣工後の処理フローを掲載します。

① たむらクリーンセンター基幹的設備改良工事竣工後（令和8年4月1日～）

令和8年度 田村市ごみ処理の流れ ※たむらクリーンセンター基幹的設備改良工事完成後(R8.4.1～)

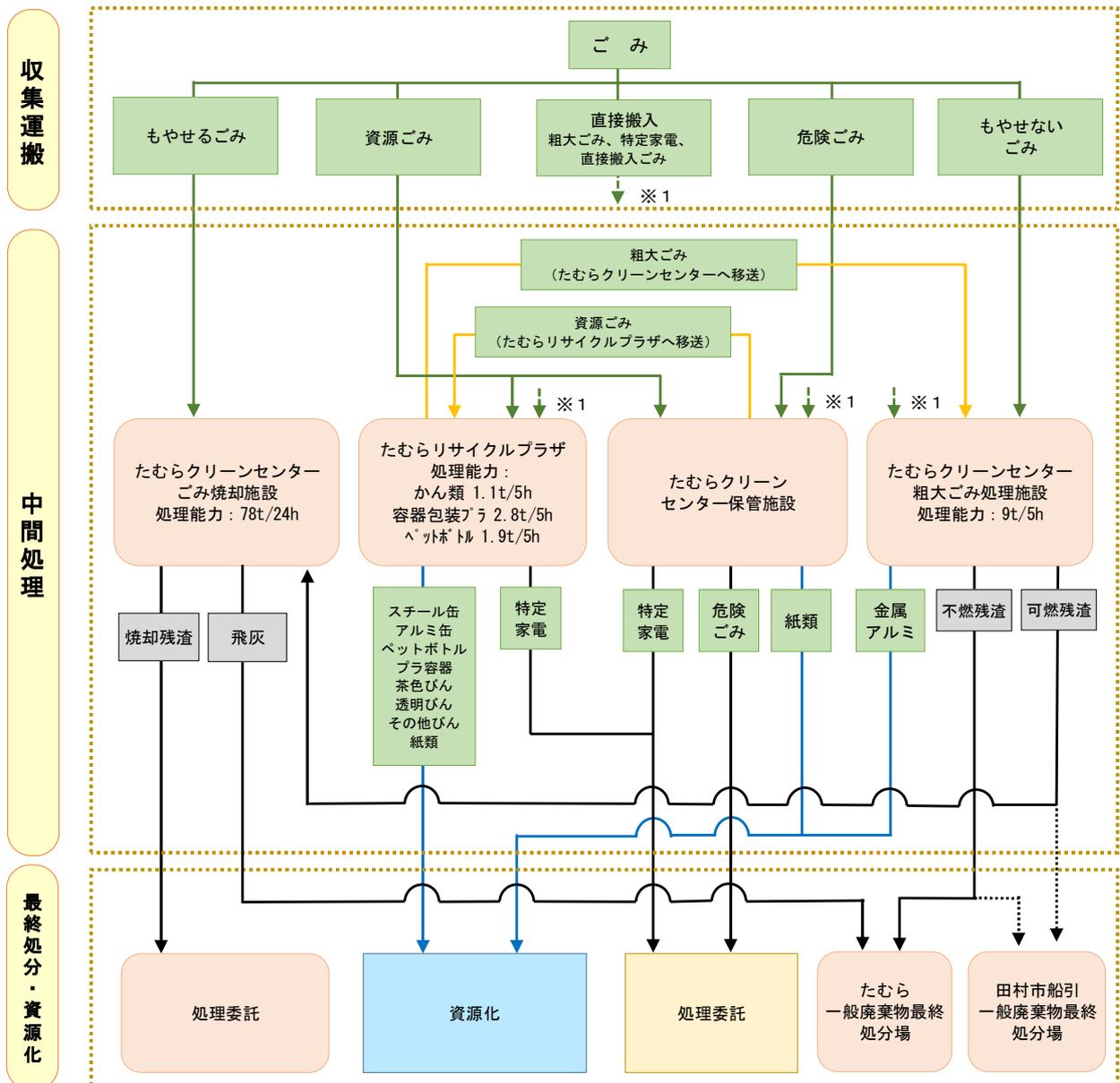


図1：処理フロー

(2)現施設の概要

①たむらクリーンセンター

施設名称	たむらクリーンセンター（旧：田村東部環境センター） ※令和7年度末に基幹的設備改良工事が完了予定	
所在地	福島県田村市滝根町広瀬字矢大臣48番地29	
敷地面積	8,544.26㎡	
供用開始年月	平成8年4月	
焼却施設	処理対象	もやせるごみ、ごみ処理残渣
	処理能力	78 t /24 h（39 t /24h×2炉）
	処理方式	全連続燃焼式・ストーカ炉
粗大ごみ 処理施設	処理対象	粗大ごみ、もやせないごみ
	処理能力	9 t /5 h
	処理内容	破碎・選別
保管施設	保管対象	かん類、びん類、紙類、ペットボトル、容器包装プラスチック類
	屋内面積	99 m ²
	屋外面積	204 m ²

②たむらリサイクルプラザ

施設名称	たむらリサイクルプラザ	
所在地	福島県田村市船引町大倉字後田 43 番地	
供用開始年月	令和 6 年 2 月	
選別施設	処理対象	かん類、容器包装プラスチック類、ペットボトル
	処理能力	かん類：1.1 t /5h 容器包装プラスチック類：2.8 t /5h ペットボトル：1.9 t /5h
	処理内容	選別、圧縮梱包
保管施設	保管対象	かん類、びん類、紙類、ペットボトル、容器包装プラスチック類、もやせるごみ、もやせないごみ、粗大ごみ
	屋内面積	1,131 m ²
	屋外面積	11,180 m ²

③たむら一般廃棄物最終処分場

施設名称	たむら一般廃棄物最終処分場（旧：田村広域一般廃棄物最終処分場）	
所在地	福島県田村市常葉町西向字池ノ入1番地1	
供用開始年月	平成19年4月	
処分対象	焼却灰（飛灰）、破碎不燃残渣	
埋立面積	2,490 m ²	
埋立容量	12,575 m ³	
残余容量	6,324m ³ （令和 4 年度末）	
水処理能力	3.3 m ³ /日	

④田村市船引一般廃棄物最終処分場

施設名称	田村市船引一般廃棄物最終処分場
所在地	福島県田村市船引町大倉字後田43番地
供用開始年月	昭和60年4月
処分対象	汚泥、草、災害ごみ
埋立面積	5,400 m ²
埋立容量	29,833 m ³
残余容量	557m ³ (令和4年度末)
水処理能力	43 m ³ /日

4 エントリーシートの提出

対話への参加をご希望の方は、下記の書類（別添）にご記入の上、電子メールにて、期日までにご提出ください。

なお、現施設の見学会+説明会への参加後、対話への参加を辞退する事も可能です。

(1)提出書類

ア エントリーシート（現地見学会+説明会及び対話の参加申込書）【様式1】

イ 事前質問書【様式2】

ウ 参加資格要件を満たすことを証明する書類の写し ※本要領2（3）参加対象の事業者を参照

(2)提出期限

9月30日（月）17時

(3)提出先

株式会社エックス都市研究所

担当：東北事務所 西村想

TEL：022-395-9174

E-mail：nishimura@exri.co.jp

(4)事前質問書への回答

提出いただいた事前質問書への回答は、本市ホームページにて公表します。

（10月9日（水）頃までに回答公表予定）

URL：https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/59/entry_14.html

5 現地見学会+説明会の開催

対話実施前に希望者に対し現施設の見学会+説明会を開催します。

下記期間中に複数回開催しますので、エントリーシート【様式1】にご希望の日時を第1希望～第5希望まで選択してください。

(1)期間

令和6年10月17日(木)～10月23日(水)

(2)集合場所

たむらクリーンセンター(田村市滝根町広瀬字矢大臣48番地29)

※留意事項

- ・説明会には参加されず、対話のみの参加も可能です。
- ・原則、各事業者5名以内でお願いします。

6 ヒアリングシートの提出

対話への参加をご希望の方は、下記の書類にご記入の上、電子メールにて、それぞれ期日までにご提出ください。

現施設の見学会+説明会に参加せず、対話のみ参加される場合も、下記期日までにご提出ください。

(1)提出書類

ヒアリングシート【様式3】

(2)提出期限

10月31日(木)17時まで

(3)提出先

株式会社エックス都市研究所

担当：東北事務所 西村想

TEL：022-395-9174

E-mail：nishimura@exri.co.jp

7 対話の実施

ヒアリングシートに記載いただいたご質問に対する回答の他、以下の事項について対話を行います。

(1)ごみ処理方式のアイデア

- ・処理方式（例：焼却処理、バイオガス化等）

(2)廃棄物処理施設を核とした多面的価値創出[※]のアイデア

- ・発生するエネルギーの地産地消
- ・環境学習機能
- ・コミュニティ活動拠点
- ・防災拠点 など

※本資料「11 参考資料」参照

(3)想定する施設規模及び施設整備にあたり必要な敷地規模

- ・令和 18 年度供用開始を前提に、ごみ量及びごみ質[※]の将来予測を踏まえて設定
- ※本資料「11 参考資料」の「(1) ごみ量及びごみ質」参照

(4)地域内事業者との連携可能性

- ・地域経済活性化への貢献を含めた地域内事業者等と連携の可能性のある内容
- ・(2)の多面的価値創出のアイデアにおける地域内事業者等との連携の可能性のある内容 など

(5)想定する事業スキーム

- ・事業手法（例：①DBO、②PFI、③民設民営、④その他）
- ・事業期間（例：①10～15年 ②15～20年 ③20年以上）

※対象となる範囲及び廃棄物は、必ずしも「2 調査概要」の「(2) 本調査の対象廃棄物」に限定しない

(6)参入意向

- ・次期廃棄物処理施設整備事業が事業化された際の参入意向

(7)その他(本事業に対する要望、課題など)

- ・事業実現に向けた本市への要望（事業スキーム、公募条件等）、懸念されるリスク、課題など

(8)対話の方法

- ・田村市役所内の会議室で、事業者ごとに個別、非公開で実施します。
- ・日時は個別に調整します。
- ・所要時間は、1事業者 60分程度とします。
- ・原則として1事業者5名以内とします。
- ・市職員が対応するほか、記録員として株式会社エックス都市研究所も同席します。
- ・オンラインでのご参加も可能です。

8 今後の予定

本調査でいただいた意見を参考に、処理方式や事業手法等を検討します。

9 留意事項

(1)参加の扱い

対話への参加実績は、今後の事業者公募の参加条件及び評価の対象とはなりません。

(2)対話に係る費用

対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担となります。

(3)追加対話への協力

必要に応じて追加の対話（文書照会を含む）を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

(4)実施結果の公表

対話の実施結果については、概要を本市ホームページ等で公表します（参加事業者の独自の知見・ノウハウ等に関する内容は公表しません）。公表にあたっては、事前に参加事業者に内容の確認を行います。なお、参加事業者の名称は公表しません。

(5)参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加できません。

- ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- イ 田村市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 26 日条例第 3 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等
- ウ 福島県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 18 日条例第 51 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

10 お問合せ先

<現施設や本事業全体に対する問合せ>

田村市

担当：市民部環境課 石井・渡邊

TEL：0247-81-2272

e-mail：kankyo@city.tamura.lg.jp

<サウンディング型市場調査に関する問合せ>

株式会社エックス都市研究所

担当：東北事務所 西村想

TEL：022-395-9174

E-mail：nishimura@exri.co.jp

11 参考資料

(1)ごみ量及びごみ質

□計画ごみ排出量・処理量（単位：t）

- ・田村市：田村市一般廃棄物処理基本計画の将来予測値を採用
- ・三春町：三春町一般廃棄物処理基本計画の将来予測値を採用
- ・小野町：田村市一般廃棄物処理基本計画の考え方に準じて将来予測実施(人口：社人研推計、排出原単位：過去10年の実績値よりトレンド推計)

	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
田村市	10,075	9,783	9,628	9,499	9,317	9,160	8,991	8,864	8,686	8,532	8,368	8,225
もやせるごみ	8,089	7,844	7,711	7,601	7,447	7,316	7,175	7,066	6,918	6,791	6,655	6,538
もやせないごみ	465	453	447	441	434	426	419	414	407	400	392	385
資源ごみ	1,063	1,038	1,028	1,019	1,005	992	978	969	953	940	926	914
粗大ごみ	229	224	221	218	214	212	208	206	202	198	195	191
危険ごみ	22	22	21	21	21	21	20	20	20	20	19	19
集団資源回収	207	202	200	199	196	193	191	189	186	183	181	178
三春町	5,792	5,729	5,680	5,632	5,583	5,535	5,487	5,435	5,384	5,333	5,282	5,231
可燃ごみ	3,944	3,902	3,868	3,836	3,803	3,770	3,737	3,701	3,667	3,632	3,597	3,563
不燃ごみ	282	279	277	274	272	269	267	265	262	260	257	255
資源ごみ	1,333	1,319	1,307	1,296	1,285	1,274	1,263	1,251	1,239	1,227	1,216	1,204
その他	14	14	14	14	14	14	14	13	13	13	13	13
粗大ごみ	218	215	213	212	210	208	206	204	202	200	199	197
小野町	2,709	2,629	2,581	2,540	2,485	2,436	2,385	2,344	2,288	2,242	2,195	2,151
可燃ごみ	2,198	2,133	2,094	2,061	2,016	1,976	1,935	1,901	1,856	1,818	1,780	1,744
不燃ごみ	90	87	86	84	83	81	79	78	76	75	73	72
資源ごみ	266	258	253	250	244	239	234	231	225	221	216	212
その他	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3
粗大ごみ	151	147	144	142	139	136	133	131	128	125	123	120

※端数処理を四捨五入により行っていることから、総数と内訳の計とが一致しない場合がある。

□計画ごみ質

- ・たむらクリーンセンターは小野町のごみを、田村西部環境センターは三春町のごみを含む
- ・たむらクリーンセンターについては、過去5年20回の実測値より設定
- ・田村西部環境センターについては、過去5年20回の実測値より設定（低位発熱量は令和3年度データ除外、単位容積重量は全国一般値を採用）
- ・全体については、過去5年の年間処理量比率の平均に応じて加重平均

項目	単位	たむらクリーンセンター			田村西部環境センター			全体			
		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ	
低位発熱量	KJ/kg	5,672	8,800	11,928	5,625	8,438	11,251	5,640	8,550	11,461	
三成分	水分	%	55.2	46.5	37.7	59.0	44.6	30.2	57.8	45.2	32.5
	灰分	%	7.6	6.4	5.2	6.6	6.4	6.3	6.9	6.4	6.0
	可燃分	%	37.2	47.1	57.1	34.4	49.0	63.5	35.3	48.4	61.5
単位容積重量	kg/m ³	441	319	197	244	158	72	305	208	111	

(2)関連する計画等

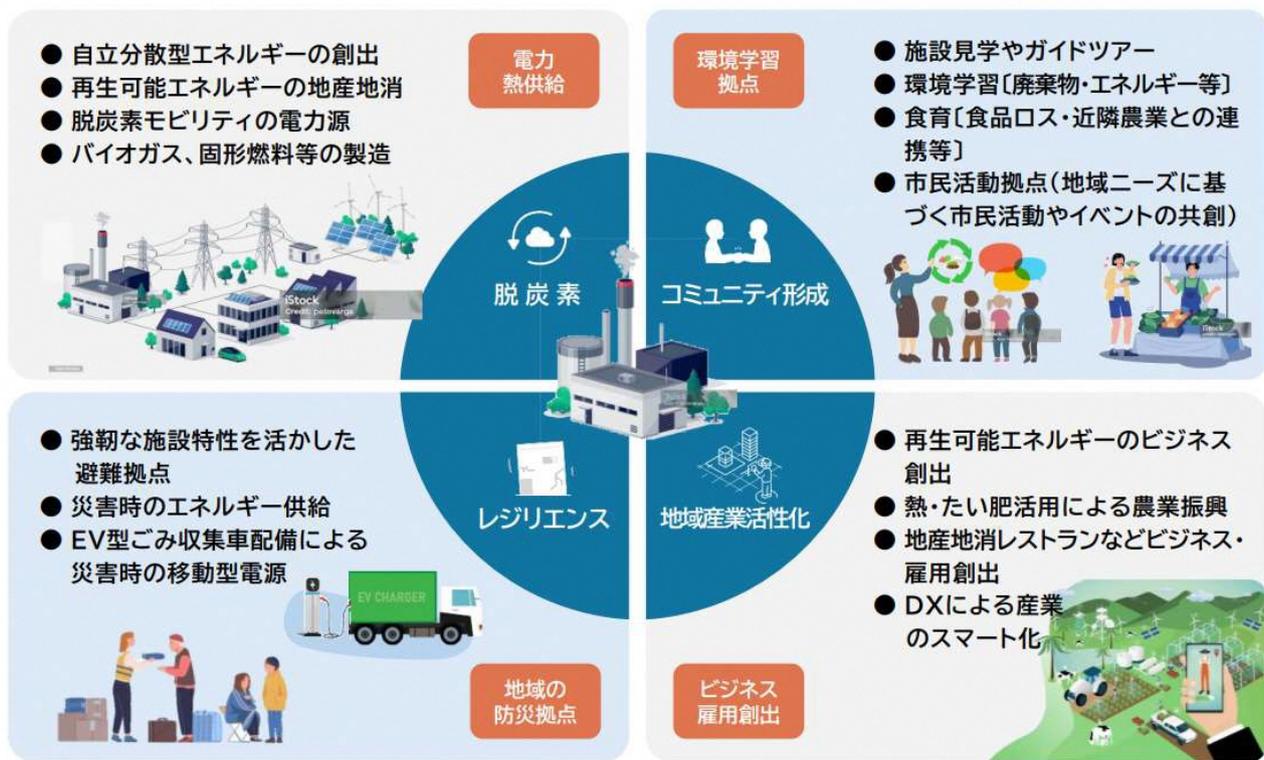
下記の関連計画は、本市ホームページからご確認いただけます：

- ア 第2次田村市総合計画（前期基本計画）
- イ 田村市一般廃棄物処理基本計画
- ウ 田村市一般廃棄物処理実施計画
- エ 田村市地球温暖化対策実行計画
- オ 田村市都市計画マスタープラン

(3)環境省「多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備促進ガイドンス」(令和3年3月)

環境省は、従来の廃棄物処理機能に加え、ソフト面を含むまちづくりの中で廃棄物処理施設がもつ機能を活かした新しい価値を提供し、複数の機能を担うインフラと位置づけ活用される施設整備を促進するため、本ガイドンスを公表しています。廃棄物処理施設には、廃棄物の処理機能に加え、自立分散型のエネルギー供給拠点、災害時の防災拠点、資源循環の拠点、環境学習拠点などの機能を持たせることができ、それらの機能をまちづくりの要素と紐付けることで、地域の魅力向上や課題解決に資する施設として価値を高めていくことができます。

各地域の上位計画等と整合性を図りながら、地域の核となるインフラとして廃棄物処理施設を整備・運営します。発生する熱や電力、バイオガス、たい肥等を地域で活用するとともに、強靱な施設特性を生かすことで、脱炭素、レジリエンスの向上、地域産業活性化、コミュニティ形成に寄与し、地域資源・経済の循環システムの構築を目指します。



廃棄物処理施設は様々な価値を地域に創出できる可能性を持っている

図 1 廃棄物処理施設を核とした多面的価値創出イメージ

出典：環境省「多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備促進ガイドンス」を参考に作成

https://www.env.go.jp/recycle/waste/tamentekikati/post_93.html